

# 平成26年度の 健康保険料率は据え置きますが 介護保険料率が変わります

介護給付費が年々増加していることに伴い、協会けんぽが負担しなければならない額(介護納付金)も増加するため、介護保険料率については、本年3月分(4月納付分)より引上げをお願いせざるを得なくなりました。

※任意継続被保険者の方は、本年4月分から変わります。

## 富山支部

### 健康保険料率

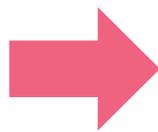
現行  
**9.93%**



平成26年3月分から  
**据え置き**

### 介護保険料率

現行  
**1.55%**



平成26年3月分から  
**1.72%**

■ 健康保険料率と介護保険料率は、労使折半となります。

■ 40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)は、健康保険料率に介護保険料率が加わります。

厳しい経済状況の中ではありますが、加入者・事業主の皆さまには、このようなご負担につきまして、何とぞご理解をいただきますようお願い申し上げます。



協会けんぽは、引き続き、国をはじめ関係方面に強く訴えてまいります。

協会けんぽに対する  
国庫補助率の引上げ

高齢者医療をはじめとした  
医療保険制度の見直し



全国健康保険協会 富山支部

協会けんぽ

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>